

首都圏渋滞ボトルネック対策協議会 中央道渋滞ボトルネック検討ワーキンググループ(WG) 運営規則

(趣旨)

第1条 本規則は、「首都圏渋滞ボトルネック対策協議会」(以下「協議会」という。)の審議に基づいて設置する「中央道渋滞ボトルネック検討ワーキンググループ」(以下「WG」という。)の組織、委員、庶務、その他の事項に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 WG は、首都圏の主要渋滞箇所の「対応の基本方針」に基づき、中央道(高井戸～上野原)及び接続道の JCT 付近の渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、関係機関相互の調整を図りつつ、渋滞ボトルネック箇所について効果的な対策の立案・検討を行うことを目的とする。

(審議事項)

第3条 WGは、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議を行うものとする。

- (1) 渋滞発生状況の把握
- (2) 優先対策区間の選定
- (3) 渋滞要因の分析
- (4) 渋滞対策の検討
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 WGは、第2条の目的を達成するために各種関係団体、各行政機関等をもって組織する。

2. WGには座長を置き、座長は国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長とする。
3. 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
4. 座長は、審議が終了したときは、速やかに首都圏渋滞ボトルネック対策協議会会長に報告するものとする。
5. WGの構成は、別表－1のとおりとする。
ただし、必要に応じ座長が指名する者を、委員として参加させることができる。

(事務局)

第5条 WG の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局道路部道路計画第一課、道路計画第二課、計画調整課、企画部広域計画課並びに相武国道事務所計画課に置くものとする。

(規則の改正)

第6条 本規則の変更は、本 WG の議決によらなければならない。

(補足)

第7条 本規則に定めるものの他必要な事項はその都度協議して定める。

付 則 本規則は、平成25年12月26日から施行する。

改正	平成26年 6月11日
改正	平成28年10月18日
改正	平成29年11月22日
改正	平成30年10月12日
改正	令和 2年 3月 5日
改正	令和 5年10月17日
改正	令和 7年11月13日

中央道渋滞ボトルネック検討ワーキンググループ名簿

所 属	役 職	備 考
関東地方整備局	相武国道事務所長	座 長
	甲府河川国道事務所長	
	道路部 道路計画第一課長	
	道路部 道路計画第二課長	
	道路部 計画調整課長	
	企画部 広域計画課長	
警視庁	交通規制課 課長代理	
神奈川県警察本部	交通規制課長	
東京都	建設局 道路建設部 計画課長	
	建設局 道路管理部 安全施設課長	
	都市整備局 都市基盤部 街路計画課長	
神奈川県	県土整備局 道路部 道路企画課長	
山梨県	県土整備部 高速道路推進課長	
相模原市	都市建設局 土木部 道路計画課長	
中日本高速道路(株)	東京支社 総務企画部 企画調整課 担当課長	
	東京支社 保全・サービス事業部 交通技術課長	
	東京支社 八王子工事事務所長	
事務局	関東地方整備局 道路部 道路計画第一課	
	関東地方整備局 道路部 道路計画第二課	
	関東地方整備局 道路部 計画調整課	
	関東地方整備局 企画部 広域計画課	
	関東地方整備局 相武国道事務所 計画課	